

「(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申(案)の形成

※下線を引いた箇所は事務局による文言の追加・調整箇所

答申案	答申の考え方	備考 【委員名】 (専門分野)
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 本事業は福島県内で実施される事業であることから、本事業による宮城県内への自然環境への影響は小さいことが想定される。一方、風力発電設備は大規模施設であることから、宮城県内においても景観への配慮について慎重な対応が求められる。</p> <p><u>このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。</u></p>	<p>※1：()番号は「資料1-3」指摘事項と関連しています。</p> <p>※2：____は、指摘事項からの変更点。</p> <p>※3：解説はゴシック。</p> <p>・事業区域の自然環境及び生活環境の特筆される事項について述べ、環境影響について、回避又は十分な低減を求めるもの。 【参考：新産業廃棄物最終処分場整備事業方法書】</p>	
<p>(2) 本事業の周辺で複数の風力発電事業が計画されていることから、本事業との累積的な環境影響が懸念される風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。</p>	<p>・環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。 【参考：(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書】</p>	
<p>(3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合には、必要に応じて適切な措置を講ずること。</p>	<p>・環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。 【参考：(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書】</p>	
<p>(4) 事業区域周辺の住民、関係自治体である白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 景観</p> <p>評価書の作成に当たり、萬歳楽山などの主要な眺望点における主要な眺望方向を平面図に示すこと。また、主要な眺望点において、主要な眺望方向から風力発電設備を眺望する方向が何度ずれているのかを明示すること。</p>	<p>景観</p> <p>① 萬歳楽山などの主要な眺望点における主要な眺望方向を平面図に示すこと。また、主要な眺望点において、主要な眺望方向から風力発電設備を眺望する方向が何度ずれているのかを<u>評価書</u>に明示すること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(2) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>萬歳楽山におけるバックグラウンドノイズの構成を調査した上で、静穏性を満たしているか評価すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>① 萬歳楽山におけるバックグラウンドノイズの構成を調査した上で、静穏性を満たしているか評価すること。</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p> <p>【永幡委員】 (騒音)</p>

【答申案へ未反映の指摘事項】

景観②

萬歳楽山などの主要な眺望点について、主要な眺望方向の写真を示すこと。その上で、一般的な人間の視野 60 度を考慮したフォトモンタージュを作成する等、主要な眺望方向に対する影響を評価すること。【平野会長】

→景観①と内容がほぼ同義であるため、答申に反映させないこととした。